# 日本ユネスコ国内委員会専門小委員会組織規程 （昭和二十七年文部省令第二十四号）

日本ユネスコ国内委員会に置かれる各専門小委員会の名称、所掌事務及びこれらを組織する委員の員数は、左表に掲げる通りとする。

# 附　則

この省令は、昭和二十七年九月十七日から適用する。

# 附則（昭和三〇年九月二日文部省令第二〇号）

この省令は、公布の日から施行し、昭和三十年九月一日から適用する。

# 附則（昭和四〇年九月三日文部省令第三五号）

この省令は、公布の日から施行する。

# 附則（昭和四六年二月一六日文部省令第四号）

この省令は、公布の日から施行する。

# 附則（令和二年一二月一日文部科学省令第四一号）

この省令は、令和二年十二月一日から施行する。